

使用済燃料再処理・廃炉推進機構 2024 事業年度 変更事業計画

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（以下「拋出金法」という。）第 58 条前段の規定に基づき、2024 事業年度における使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）の事業計画を次のとおり定める。

2024 年 4 月

使用済燃料再処理・廃炉推進機構
理事長 佐藤 敏秀

【機構を取り巻く状況】

第 6 次エネルギー基本計画（2021 年 10 月閣議決定）においては、核燃料サイクルの推進を我が国の基本の方針とし、関係自治体や国際社会の理解を得つつ、六ヶ所再処理施設のしゅん工と操業に向けた官民一体での対応、プルサーマルの一層の推進に取り組むこととしている。原子力については、実用段階にある脱炭素電源、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付け、2050 年カーボンニュートラルを実現するために、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していくこととし、2030 年度時点における電源構成において原子力発電比率は 20～22%程度との見通しを示している。

これら原子力政策の実行に向けては、原子力発電の利用に係る原則の明確化（原子力基本法改正）、高経年化した原子炉に対する規制の厳格化（原子炉等規制法改正）、原子力発電の運転期間に関する規律の整備（電気事業法改正）、円滑かつ着実な廃炉の推進（拋出金法改正）を図る束ね法案として、2023 年 5 月、GX（グリーントランスフォーメーション）脱炭素電源法が成立し、拋出金法の改正により、2024 年度より機構において廃炉推進業務を開始した。

また、2023 年 6 月、電気事業者連合会が使用済 MOX 燃料の再処理実証研究の計画を公表し、拋出金法に基づき、機構が再処理等の委託を担う方針となった。

こうした中、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）は、2022 年 12 月 26 日、核燃料サイクルの要である再処理施設のしゅん工時期を 2024 年度上期のできるだけ早期と設定し、約 2 年間の延期となることを公表した。現在、しゅん工に向けて、新規制基準への適合をはじめとした一層の安全性向上対策に、電気事業者・メーカー・ゼネコン等を含むオールジャパン体制で取り組んでいる。また、日本原燃は、安全、確実な操業を期して、安全管理の徹底や、品質保証活動の改善に努めている。これらの取り組みを通じて、地域社会からの信頼獲得を目指している。

一方、電気事業者は、2020 年 12 月 17 日に新たなプルサーマル計画、2024 年 2 月 16 日に具体的なプルトニウム利用量等を示すプルトニウム利用計画を策定している。

さらに、廃炉については、特定原子力施設の指定を受けている東京電力福島第一原子力発電所を除き、現在、18基の原子力発電所で廃炉作業が進められている。これらの廃炉は、2020年代半ば以降、原子炉等の解体作業が本格化することが見込まれるが、こうした状況の中で、我が国全体で廃炉を円滑かつ着実に進めていくことが重要となる。

機構は、上記の状況を踏まえ、今後とも安全の確保を最優先に、再処理等業務及び廃炉推進業務を着実かつ適切に実施していくため、2024事業年度の事業計画を次のとおり策定する。

【2024事業年度の事業計画】

1. 使用済燃料の再処理等の業務の実施

(1) 使用済燃料再処理等実施中期計画の変更

抛出金法第54条第1項後段の規定に基づき、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、電気事業者のプルトニウム利用計画や日本原燃の再処理施設及びMOX燃料加工施設の暫定操業計画を踏まえ、使用済燃料再処理等実施中期計画の変更を適切に行う。

(2) 使用済燃料の再処理等業務の実施

機構は日本原燃に対し、再処理等業務の一部を委託している。その日本原燃に対して、業務の実施状況、事業費の積算内容、支出実績等の確認を通じて、再処理等が着実かつ適切に実施されていることを、客観的かつ継続的に確認していく。

また、日本原燃の品質保証活動について確認するとともに、安全の確保を最優先として、その活動が効果的に機能するよう、発注者の視点から助言・提言等を実施する。

再処理施設及びMOX燃料加工施設については、日本原燃においてしゅん工に向けた工事等が進められているところであるが、その工程の進捗状況の把握等を的確に行い、日本原燃がしゅん工及び安全・安定操業に向けた取組みを確実に実施していることを確認していく。

2. 廃炉推進業務の実施

(1) 廃炉推進業務中期計画の策定

抛出金法第55条第1項前段の規定に基づき、5年ごとに、安全の確保を最優先に、実用発電用原子炉設置者等により現在実施中及び今後実施される国内全体の廃炉が円滑かつ着実に行われるよう、廃炉推進業務中期計画を策定する。

(2) 廃炉推進業務の実施

実用発電用原子炉設置者等が提出する抛出金法第16条に規定する廃炉実施計画及び実績の確認等に加え、国内外の廃炉に係る知見・ノウハウを機構自ら収集し蓄積することにより、それを基に、同法第49条第3号の規定に基づき、実用発電用

原子炉設置者等に対する助言、指導及び勧告を行う。また、同条第 4 号の規定に基づき、機構として取り組むべき共通的な課題を整理し、実用発電用原子炉設置者等と協議して必要な調査、研究等を行い、その結果を実用発電用原子炉設置者等と共有する。加えて、同条第 5 号の規定に基づき、廃炉に用いる資機材や設備のうち各発電用原子炉施設において共通的に利用可能なものを調査し、共同で調達することで効率的に廃炉が行える場合、共同で調達して実用発電用原子炉設置者等の共用に供することができるようにする。

実用発電用原子炉設置者等が廃炉実施計画に基づき実施する廃炉に係る費用に相当する額について、同法第 17 条の規定に基づき支払の請求を受けたときは、経済産業大臣が定める基準に従って、当該廃炉の実施に必要な費用に相当する額を支払う。

(3) 報告

拠出金法第 52 条第 1 項の規定に基づき、2. (2) に記載する廃炉推進業務の実施の状況、及び 3. (2) に記載する廃炉拠出金の状況について、事業年度終了後 3 月以内に報告する。

3. 拠出金の収納等

(1) 再処理等拠出金

拠出金法第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、特定実用発電用原子炉設置者ごとに、再処理を行う使用済燃料の量及び再処理に伴い発生する核燃料物質の量並びにこれらを元に機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しに照らし、再処理等拠出金単価を適切に定める。

拠出金法第 49 条第 2 号等の規定に基づき、特定実用発電用原子炉設置者から再処理等拠出金を適切に収納する。

収納した金銭は、余裕金運用計画に基づき、安全かつ効率的に運用・管理する。

(2) 廃炉拠出金

拠出金法第 11 条第 2 項乃至第 4 項の規定に基づき、廃炉推進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること、及び電気の安定供給その他の実用発電用原子炉の運転に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又はその利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものとして定めた年度総額に、施設の規模や廃炉の実施状況等を勘案して定めた拠出金率を乗じることにより、実用発電用原子炉設置者等ごとの廃炉拠出金を適切に定める。

拠出金法第 49 条第 6 号等の規定に基づき、実用発電用原子炉設置者等から廃炉拠出金を適切に収納する。

収納した金銭は、余裕金運用計画に基づき、安全かつ効率的に運用・管理する。

4. その他業務運営に関する重要事項

業務の質の向上に向け、以下のとおり効率的かつ適切な業務運営を図る。また、業務運営にあたっては、立地自治体等との信頼関係に十分配慮する。

(1) 業務の継続的な評価・改善

効率的な業務運営の意識を徹底し、業務実施サイクルの継続的な評価・改善を実施することにより、効率的かつ適切な業務運営を図る。

(2) 内部統制・ガバナンスの強化

行動規範やコンプライアンスの推進に関する規程等を遵守し、適正な労働時間管理の下、業務を適正に実施するとともに、実施状況の確認・評価・改善を行い、さらなる内部統制・ガバナンス強化を図る。

(3) 適切な情報発信・理解醸成活動

業務運営の透明性を確保するとともに、国民等の理解と協力を得られるよう、適時わかりやすい情報発信や理解醸成活動に努め、信頼性を高めていく。

(4) 人材の活用

人材を適材適所で活用するとともに、業務を通じて習得した知見・知識の共有などにより、業務に幅広く対応できる能力の拡充に努め、効率的かつ適切な業務運営を図る。

(5) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ意識のさらなる向上を図りつつ、コンピュータウイルス対策、不正アクセス対策等のシステムの運用・管理を適切に行うとともに、業務情報の管理を適正に行い、情報セキュリティの確保に万全を期す。

以 上